

## 「税務相談センター」東大阪市役所会場ご利用のみなさまへ

### 近畿税理士会東大阪支部

1. 税務相談センター東大阪市役所会場は、先着順により相談を受けさせていただきます。
2. 税理士（税理士法人）に依頼されている方は、当相談センターをご利用いただけませんのでご了承ください。
3. 税理士には税理士法により守秘義務が課せられており、将来にわたり相談者の相談内容を他に洩らすことはありません。安心してご相談ください。
4. 当相談センターでの相談については、**報酬は一切不要です。**
5. 当相談センターでの税務相談に対する回答は、一般的な範囲で行います。相談時間は30分以内です。  
相談時間の制約、資料不足などで必ずしも十分な回答ができない場合がありますのでご了承ください。
6. 当相談センターでは文書での回答、申告書の作成、内容の確認、及び検算はいたしません。
7. 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、相談者1名のみでの来館をお願いします。
8. 会場内でのマスク着用、手指消毒、入室時に検温と健康状態についてのアンケートに記入していただきます。
9. 体調不良又は検温により37度以上の発熱がある場合は、入室をお断りし帰宅していただきますのでご了承ください。
10. 今後の感染拡大状況により中止となる場合がありますのでご了承ください。

以上